

許協力条約

РСТ

1

## 国際予備審査報告

## 0 7 JUL 2004

PCT

REC'D 2 7 NOV 2003

WIPO

(法第12条、法施行規則第56条) [PCT36条及びPCT規則70]

出願人又は代理人 の書類記号 663620	今後の手続きについては、国際予備審査報告の送付通知(様式PCT/ IPEA/416)を参照すること。			
国際出願番号 PCT/JP03/003 <sup>.</sup> 34	国際出願日 (日.月.年) 17.01.03 優先日 (日.月.年) 18.01.02			
国際特許分類 (IPC) Int. Cl. <sup>7</sup> Cl2N9/42, C07H11/00, C08B37/00, Cl2P19/04				
出願人(氏名又は名称) タカラバイオ株式会社				
1. 国際予備審査機関が作成したこの国際予備審査報告を法施行規則第57条(PCT36条)の規定に従い送付する。				
2. この国際予備審査報告は、この表紙を含めて全部で <u>3</u> ページからなる。				
<ul> <li>この国際予備審査報告には、附属書類、つまり補正されて、この報告の基礎とされた及び/又はこの国際予備審査機関に対してした訂正を含む明細春、請求の範囲及び/又は図面も添付されている。</li> <li>(PCT規則70.16及びPCT実施細則第607名を照)</li> </ul>				
この附属曹類は、全部でページである。				
3. この国際予備審査報告は、次の内容を含む。				
I X 国際予備審査報告の基礎				
Ⅱ □ 優先権				
Ⅲ  │ 新規性、進歩性又は産業	上の利用可能性についての国際予備審査報告の不作成			
IV 🗌 発明の単一性の欠如				
	する新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解、それを裏付けるため			
の文献及び説明 VI 🗌 ある種の引用文献				
Ⅶ □ 国際出願の不備				
₩ □ 国際出願に対する意見				

国際予備審査の請求書を受理した日	国際予備審査報告を作成した日
24.07.03	12.11.03
名称及びあて先 日本国特許庁(IPEA/JP) 郵便番号100-8915 東京都千代田区霞が関三丁目4番3号	特許庁審査官(権限のある職員) 高堀 栄二 電話番号 03-3581-1101 内線 3448

·様式PCT/IPEA/409(表紙) (1998年7月)

国際予備審査報告			
		国際出願番号 PCT/JP03/00334	
I. 国際予備審査報告の基礎			
<ol> <li>この国際予備審査報告は下記の出願書類に基 応答するために提出された差し替え用紙は、 PCT規則70.16,70.17)</li> <li>区 出願時の国際出願書類</li> </ol>	⊾づいて作成され この報告書に♪	った。(法第6条(PCT14条)の規定に基づく命令に おいて「出願時」とし、本報告書には添付しない。	
明細書     第       明細書     第       明細書     第	_ ページ、 _ ページ、 _ ページ、	出願時に提出されたもの 国際予備審査の請求掛と共に提出されたもの 付の書簡と共に提出されたもの	
請求の範囲 第         請求の範囲 第         請求の範囲 第         請求の範囲 第         請求の範囲 第	項、 項、 項、 項、	出願時に提出されたもの PCT19条の規定に基づき補正されたもの 国際予備審査の請求書と共に提出されたもの 付の事簡と共に提出されたもの	
図面     第       図面     第       図面     第	ページ/図、 ページ/図、 ページ/図、	出題時に提出されたもの 国際予備審査の請求掛と共に提出されたもの 付の書簡と共に提出されたもの	
□ 明細書の配列表の部分 第 明細書の配列表の部分 第 明細書の配列表の部分 第 明細書の配列表の部分 第	ページ、 ページ、 ページ、	出願時に提出されたもの 国際予備審査の請求書と共に提出されたもの 付の書簡と共に提出されたもの	
上記の書類は、下記の言語である 国際調査のために提出されたPCT規 PCT規則48.3(b)にいう国際公開の 国際予備審査のために提出されたPC	1則23.1(b)にい 言語 こて規則55.2また	う翻訳文の言語 - は55. 3にいう翻訳文の言語	
<ul> <li>この国際出願に含まれる書面による暫</li> <li>この国際出願と共に提出された磁気ラ</li> <li>出願後に、この国際予備審査(または</li> <li>出願後に、この国際予備審査(または</li> <li>出願後に提出した書面による配列表が 書の提出があった</li> </ul>	2列表 <sup>*</sup> イスクによる は調査)機関に想 は調査)機関に想 *出願時における	出された書面による配列表	
<ul> <li>4. 補正により、下記の書類が削除された。</li> <li>明細書 第</li> <li>請求の範囲 第</li> <li>図面 図面の第</li> <li>5. この国際予備審査報告は、補充欄に示しれるので、その補正がされなかったもの記1. における判断の際に考慮しなけれ</li> </ul>	ーーーー ペー たように、補正 として作成した	ジ/図 が出願時における開示の範囲を越えてされたものと認めら 。(PCT規則70.2(c) この補正を含む差し替え用紙は上 告に添付する。)	

様式PCT/IPEA/409(第I欄)(1998年7月)

国際出願番号 PCT/JP03/00334 国際予備審査報告 v. 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての法第12条(PCT35条(2))に定める見解、それを裏付ける 文献及び説明 1. 見解 新規性(N) 請求の範囲 有 9 請求の範囲 1 - 8無 請求の範囲 進歩性(IS) 右 1 - 9請求の範囲 銏 産業上の利用可能性(IA) 請求の範囲 1-9 有 請求の範囲 鉔 2. 文献及び説明(PCT規則70.7) 文献1:WO 01/81560 A1 (宝酒造株式会社) 2001.01.11 文献2:Abs. XXIIst Jap. Carbohydr. Symp., 2001, page 42 文献3:Abs. XXIst Jap. Carbohydr. Symp., 2000, page 64 文献4:WO 90/15823 A1 (フレメール-アンスティティ フランセ ルシェルシュ プール レックスプロアタシオン ド ラ ドゥ メール) 1990. 12. 27 文献 5 : Carbohydr. Res., 2001, Vol. 330, No. 4, pages 529-35 ・請求の範囲1-8について 請求の範囲1-8に記載された発明は、国際調査報告で引用された文献1-3によ り新規性及び進歩性を有さない。 文献1-3には、Fucophilus fcoidanolyticus由来のend-a-fucosidase、及び該 酵素を用いてフコイダンの分解を行ったことが記載されている。 請求の範囲4、6-7に記載された発明は、国際調査報告で引用された文献4-5 により新規性及び進歩性を有さない。 文献4-5には、Fucus vesiculosus及びAscophyllum nodosum由来のフコイダンの 構造を決定したことが記載されている。 請求の範囲1-9について 請求の範囲9に記載された発明は、国際調査報告で引用された文献1-3により進 歩性を有さない。 end-α-fucosidaseの基質として、Fucus vesiculosusまたはAscophyllum nodosum 由来のフコイダンを用いることは、当業者が容易になし得ることである。

様式PCT/IPEA/409(第V欄)(1998年7月)